



栃木県公報

平成24年
12月28日(金)
号外
第113号

目次

規則

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の制定..... 1

規則

栃木県規則第五十九号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書等)

第二条 省令第四十一条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、）の交付を受けた場合にあつては、当該書類
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、当該確認済証の写し
- 三 住宅品質確保法第五条第一項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価書の写し
- 四 その他知事が必要と認める図書

(認定しない旨の通知)

第三条 知事は、法第五十二条第一項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第五十四条第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書（同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第四条 法第五十四条第二項の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申出があつた場合の審査については、建築基準法第六条第五項の規定を準用する。

2 前項の申出をしようとする者は、省令第四十一条第一項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本一通及び添付図書並びに建築基準法第六条第一項に規定する確認の申請書の正本一通及び副本二通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、正本一通及び副本三通）を、知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第五条 認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記

様式第一号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(低炭素建築物新築等計画の変更への準用)

第六条 前三条の規定は、法第五十五条第一項の認定について準用する。この場合において、第三条中「法第五十三条第一項」とあるのは「法第五十五条第一項」と、「法第五十四条第一項各号」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項各号」と、「法第五十四条第四項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第四項」と、第四条第二項中「法第五十四条第二項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項」と、同条第二項中「省令第四十一条第一項」とあるのは「省令第四十五条」と読み替えるものとする。

(認定低炭素建築物新築等計画の状況に関する報告)

第七条 認定建築主は、低炭素建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(別記様式第二号)に知事が必要と認める図書を添付して、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第五十六条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書(別記様式第三号)に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

(取りやめる旨の申出)

第八条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築を取りやめようとするときは、遅滞なく、取りやめ申出書(別記様式第四号)に認定通知書(変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第5条関係)

取 下 申 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名 印

下記の認定の申請を取り下げたいので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 申請受付番号	第 号
2 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 申請受付年月日	年 月 日
3 認定の申請に係る建築物の位置	
4 取下げの理由	
5 備考	

※受付欄

- 注 1 認定の申請をした者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 認定の申請をした者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第2号（第7条関係）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名 印

低炭素建築物の建築工事が完了したので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定により報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 番号	第 号
2 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 認定低炭素建築物新築等計画に 基づく建築物の建築が完了したこ とを確認した建築士等	(級) 建築士 () 登録第 号 住 所 氏 名 印 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号 名 称 所在地
※受付欄	

- 注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 3 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等の写しを添付してください。

別記様式第3号 (第7条関係)

状 況 報 告 書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称 印
代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり低炭素建築物の新築等の状況について報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 番号	第 号
2 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 報告の内容	

※受付欄

- 注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 認定建築主（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第4号（第8条関係）

取 り や め 申 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条の規定により申し出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 番号	第 号
2 低炭素建築物新築等計画の認定 (変更認定) 年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 備考	

※受付欄

- 注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 認定建築主（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(製案課)